

【資料6】

品川区児童福祉審議会部会設置要綱

制定 令和6年 9月30日区長決定 要綱第303号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に設置する部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(常設の部会)

第2条 審議会に、部会として、里親部会、子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会および保育部会を置く。

2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (2) 里親の登録の更新または継続が不相当と認められる者および適否の確認を要する者について、当該里親の登録の更新または継続に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 子どもの権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第32条第1項に規定する児童またはその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認める場合に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (2) 法第33条の15第2項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第3項に規定するその報告に係る事項について意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第9条第1項の規定による立入りおよび調査または質問ならびに法第33条第1項および第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受ける

こと。

(4) 法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見または意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議および意見を述べること。

4 児童虐待死亡事例等検証部会の所掌事項は、児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究および検証を行うものとする。

5 保育部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可に係る諮問に関する調査審議をすること。

(2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する児童福祉施設（保育所に係るものに限る。次号において同じ。）の設置の認可に係る諮問に関する調査審議をすること。

(3) 法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置者に対し、事業の停止の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。

(4) 法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（法第6条の3第9項から第12項まで、第39条および第39条の2に規定する施設に限る。）の設置者に対し、事業の停止または施設の閉鎖の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次号および第7号において同じ。）の設置の認可に係る諮問に関する調査審議をすること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置者に対し、事業の停止または施設の閉鎖の命令に係る諮問に関する調査審議をすること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による幼保連

携型認定こども園の認可の取消しに係る諮問に関する調査審議をすること。

6 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長または部会長が必要と認める事項について、調査審議等を行うことができる。

(臨時の部会)

第3条 審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて必要があると認めるときは、前条第1項に規定するもののほか、臨時に部会を設置することができる。

(部会の会議の特例)

第4条 条例第6条の規定にかかわらず、部会長は、部会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、オンライン開催その他の方法により当該部会の開催に代えることができる。この場合における議事については、同条第3項の規定を準用する。

(議事録)

第5条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日および開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 部会に付した議題
- (4) 議事の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部会の経過に関する事項

2 議事録には、部会長および部会長が部会において指名する委員1名が署名するものとする。

3 議事録は、非公開とする。ただし、部会長が必要があると認めた場合は、公開とすることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。